

令和3年度

与謝野町移住支援窓口業務

公募型プロポーザル 募集要領

令和3年7月

与謝野町役場観光交流課

令和3年度  
与謝野町移住支援窓口業務  
公募型プロポーザル 募集要領

## 1. 募集の内容

与謝野町（以下「町」という。）では、休日を中心とする移住相談対応や移住希望者の現地案内等、移住希望者と地域の双方にとってより良い移住支援を行うため、与謝野町移住支援窓口を運営する者（以下「業務実施者」という。）を募集します。

## 2. 企画提案募集の目的

当町における移住相談数は年々増加傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大により都市部から地方への移住に関心を持つ人が全国的に増えているといわれる中、今後さらに相談数は増加していくものと予測されます。

こうした状況の中、業務実施者による移住支援に係る窓口を設置し、移住相談員を配置した体制のもとで、移住希望者に寄り添った移住支援業務を実施していくため、この業務を行う業務実施者を募集します。

## 3. 業務の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 業務名   | 与謝野町移住支援窓口業務   |
| (2) 業務内容  | 別紙1 与謝野町移住支援窓口業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり   |
| (3) 履行期間  | 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで  |
| (4) 見積限度額 | 本業務の見積限度額は、921,800円（消費税込）とし、その内訳は人件費及び窓口業務経費811,800円（消費税込）、企画運営費110,000円（消費税込）をそれぞれ限度額とする。なお、上記金額は、予算額の上限であって契約額ではないので、留意すること。 |

## 4. 応募者の資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる与謝野町内の企業、民間団体又は個人であり、以下の全ての要件を満たす者とする。ただし、以下の（1）において、町の入札参加を求めるものではない。

また、本業務の実施にあたり業務の一部を委託するなど、連携して業務にあたる協力企業等がある場合、当該協力企業等は以下の（2）から（8）の要件を満たさなければならない。

- (1) 与謝野町から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない

者であること。

- (3) 役員に、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者がいないこと。
- (ア) 破産者で復権を得ない者
  - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
  - (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
  - (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (5) 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 代表者、役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないこと。
- (8) 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないこと。

## 5. 全体スケジュール

項 目	日 程
① プロポーザルの公告	令和3年7月19日(月)～令和3年8月2日(月)
② プロポーザルに関する質問期間	令和3年7月19日(月)～令和3年8月2日(月)正午
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和3年8月6日(金)～令和3年8月20日(金)正午

④ 1次審査、第2次審査	令和3年8月下旬～9月上旬（予定）
⑤ 選定結果の通知、公表	令和3年9月中旬（予定）
⑥ 契約	令和3年9月下旬（予定）
⑦ 業務開始	契約日の翌日

## 6. プロポーザル参加の手続

### (1) プロポーザル公告

日 時：令和3年7月19日（月）

方 法：町ホームページへの掲載及び町役場掲示板への掲示による

### (2) 質問及び回答

企画提案書作成に関する質問は、電子メールにより担当者へ募集要領等に関する質問書（様式8）を送付すること。（必ず電話で送付確認を行うこと。）電子メール以外の方法及び質問期間終了後に提出された質問書は一切受け付けない。

質問期間：令和3年7月19日（月）から

令和3年8月2日（月）正午まで

回 答：質問に対する回答は、令和3年8月5日（木）中に質問者に対し、電子メールで直接回答する。ただし、内容によっては質問者の名前を伏せた上、質問者全員に対して回答する。

電子メール送信先：kankokoryu@town.yosano.lg.jp

### (3) 参加申込書の提出

本プロポーザルの参加申込みにあたっては、「7. 提出書類」により行うこと。参加申込書の提出期間は次のとおりとする。

提出期間：令和3年8月6日（金）から

令和3年8月20日（金）正午まで

提出場所：与謝野町観光交流課

提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は期限までに必着。到着確認を行うこと。）

提出部数：正1部、副8部

そ の 他：提出する提案は、1者につき1案とする。

### (4) 選定委員会（企画提案書プレゼンテーション）

提出された企画提案書に基づき、与謝野町移住支援窓口業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーション審査を実施する。

### (5) 審査の方法等

ア 第1次審査（書類審査）

日 時：令和3年8月下旬（予定）

・観光交流課により、企画提案書及びその他提案書類に基づく書類

審査を実施する。

- ・第1次審査通過者には、第2次審査（プレゼンテーション）を実施する。

#### イ 第2次審査（プレゼンテーション）

日 時：令和3年9月上旬（予定）

- ・プレゼンテーションの実施日時は、第1次審査の結果通知と併せて通知する。
- ・オンラインでのプレゼンテーションとし、Cisco Webex Meetingsを使用する。（Webブラウザによる接続も可能なため、特別なアプリケーションのインストールは不要）
- ・プレゼンテーションの開始時間、ミーティング番号、ミーティングパスワード、接続テスト等の詳細は、第1次審査の結果と併せて通知する。
- ・プレゼンテーションの時間は各参加者30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
- ・プレゼンテーションには、提出している企画提案書のみを使用すること。
- ・プレゼンテーションに必要な機器は全て提案者が用意すること。

#### (6) 審査の結果通知

審査の結果は、決定後速やかに電子メール及び後日書面により通知する。  
(令和3年9月中旬（予定）)

なお、審査結果についての異議申立及び問合せには、一切応じることは出来ない。他の事業者の審査内容については、一切公表しない。

## 7. 提出書類

提出すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）

業務仕様書に従って明瞭に作成することとし、業務仕様書に記載することの他に有益であると考えられる追加提案がある場合は、分かりやすく記載すること。

- (3) 団体概要書（様式3）

団体の場合は、提出すること。

- (4) 誓約書（様式4）
- (5) 業務実施体制調書（様式5）
- (6) 協力企業等報告書（様式6）

協力企業がある場合は、提出すること。

- (7) 納付すべき税の納税証明書（前年度分）

申込日より3か月以内に発行されたもの。写し可。

(8) 業務経歴書（様式任意）

他市区町村において同様の事業を行った実績があれば、その概略等を提出すること。なお、提出様式は自由とするがA4版とする。（A3折込可）

(9) 見積書（様式7）

見積金額は円単位で記載し、合計額と具体的な積算内訳を示すこと。

## 8. 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更及び再提出は認めない。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、審査の必要上複製を作成し使用することがある。

(4) 提出された全ての企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は、契約に至った場合に使用する他は業者選定以外には使用しないものとし、本町の文書規定等に従い責任を持って管理・破棄を行う。

(5) 提出された企画提案書等は「与謝野町情報公開条例（平成18年条例第11号）」（以下「条例」という。）の規定に基づき公開する場合があるが、企画提案書等に記載する内容については、公開請求があった際に条例の規定に基づき公開することを前提とするので、企画提案書等の内容で企業秘密のために非公開を希望する部分については、脚注等でその部分を特定したうえ明記すること。

(6) 前号の規定により公表する場合は、企画提案書等はその写しを作成し使用することができるものとする。

## 9. 無効提案及びプロポーザルの辞退

(1) 無効提案

次に該当する提案は無効とする。

ア 「参加申込書を提出した日」から「選定委員会において選考が終了するまで」の間に本町に対し不正な接触をした者が行った提案

イ 提出書類に虚偽の記載をした者、又は定められた表現方法以外の表現方法をした者が行った提案

ウ 提出期限後に提出された提案

(2) プロポーザルの辞退

参加申込書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出するものとする。

## 10. 提案評価に関する事項

企画提案書の評価は、選定委員会において審査を行う。

なお、選定委員会では、評価項目等に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点を行う。

## 1 1. 選定に関する事項

### (1) 最優秀提案者の選定

本町は、プレゼンテーションの審査結果をもとに、選定委員会委員の各評価点の合計が基準点（総評価点の6割）以上で最高点の者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。

### (2) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーションによる評価は実施し、選定委員会委員の各評価点の合計が基準点（総評価点の6割）を満たすときは当該応募者を最優秀提案者として選定する。

### (3) 基準点に満たない場合等の取り扱い

第1次審査通過者がいない場合、第2次審査において評価点の合計が基準点を満たす者がいない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

## 1 2. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

- (1) 最優秀提案者の名称
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 最優秀提案者の選定理由
- (4) 選定委員会委員の氏名

## 1 3. 契約の手続

第11項によって決定した最優秀提案者と委託契約の内容に関する協議を行い、合意に達した場合には、契約を締結する。なお、最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次に評価点の高い順位の提案者と交渉を行うことがある。

## 1 4. 辞退者の取扱い

本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

## 15. 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

委託事業の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令その他法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (3) 個人情報保護

受託者が、委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、与謝野町個人情報保護条例（平成18年与謝野町条例第12号）、与謝野町個人情報保護条例施行規則（平成18年与謝野町規則第11号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (5) 立入検査等

本町は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

## 16. 業務の継続が困難となった場合の措置について

本町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本町は契約の取り消しができる。そのために、本町に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、本町及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議する

ものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

#### **17. 問合わせ先及び提出先（土曜日、日曜日及び祝日を除く）**

担当課：与謝野町観光交流課

住 所：〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1

電 話：(0772) 43-9016 観光交流課直通

F A X：(0772) 46-2851

E-mail：kankokoryu@town.yosano.lg.jp

担当者：小西、坂根